

議案参考資料（新旧対照）

（議案第 7 1 号・第 7 3 号～第 8 0 号）

川越市議会第 4 回定例会

令和 8 年 8 月 3 1 日開会

議 案 参 考 資 料 目 次

議案第 7 1 号	川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて・	1
議案第 7 3 号	川越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議案第 7 4 号	川越市市民センター条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第 7 5 号	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて・・・	5
議案第 7 6 号	川越市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	1 1
議案第 7 7 号	川越市都市景観条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
議案第 7 8 号	川越市都市公園条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
議案第 7 9 号	川越市学童保育室条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
議案第 8 0 号	川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	2 0

議案第 7 1 号参考資料

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改

正

案

別表第 1 （第 2 条関係）

種類		支給区分	報酬額	
執行機関	教育委員会及び選挙管理委員会 略			
	公平委員会	委員長	月額	17,000円
		委員		15,000円
	監査委員及び農業委員会 略			
	固定資産評価審査委員会	委員長	月額	15,000円
		委員		12,000円
投票所の投票管理者～その他の非常勤の特別職 略				

現

行

別表第 1 （第 2 条関係）

種類		支給区分	報酬額	
執行機関	教育委員会及び選挙管理委員会 略			
	公平委員会	委員長	年額	81,900円
		委員		66,800円
	監査委員及び農業委員会 略			
	固定資産評価審査委員会	委員長	月額	9,000円
		委員		8,000円
投票所の投票管理者～その他の非常勤の特別職 略				

議案第 7 3 号参考資料

川越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
(登録資格) 第 2 条 1 略 2 次に掲げる者が選任されている認可地縁団体にあつては、前項の規定にかかわらず、その者を認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる資格を有する者とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「省令」という。） <u>第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (登録申請の確認) 第 5 条 市長は、前条<u>の規定による</u>申請があつたときは、申請書の記載内容と当該申請に係る認可地縁団体につき省令<u>第 1 8 条の 3 第 1 項</u>の規定により作成された台帳（<u>第 1 1 条第 2 項において</u>「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項とを照合する等必要な確認をするものとする。 (登録事項の修正) 第 8 条 市長は、法第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項<u>又は省令第 1 8 条の 3 第 7 項</u>の規定による届出を受けた場合において、原票の登録事項に変更が生じたとき（次条の規定により登録を消除する場合を除く。）は、当該変更に係る登録事項を職権により修正するものとする。 (代理人による申請) 第 1 2 条 省令<u>第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体の代表者等は、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により第 4 条、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は前条第 1 項の規定による申請を行うこと	(登録資格) 第 2 条 1 略 2 次に掲げる者が選任されている認可地縁団体にあつては、前項の規定にかかわらず、その者を認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる資格を有する者とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号。以下「省令」という。） <u>第 1 9 条第 1 項第 1 号へ</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (登録申請の確認) 第 5 条 市長は、前条<u>に規定する</u>申請があつたときは、申請書の記載内容と当該申請に係る認可地縁団体につき省令<u>第 2 1 条第 2 項</u>の規定により作成された台帳（<u>以下</u>「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項とを照合する等必要な確認をするものとする。 (登録事項の修正) 第 8 条 市長は、法第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項<u>の</u>規定による届出を受けた場合において、原票の登録事項に変更が生じたとき（次条の規定により登録を消除する場合を除く。）は、当該変更に係る登録事項を職権により修正するものとする。 (代理人による申請) 第 1 2 条 省令<u>第 1 9 条第 1 項第 1 号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体の代表者等は、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により第 4 条、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は前条第 1 項の規定による申請を行うこと

ができる。

ができる。

議案第 7 4 号参考資料

川越市市民センター条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案			現 行		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
川越市芳野市民 センター	<u>川越市大字北田島 1 4 4 番地 1</u>	略	川越市芳野市民 センター	<u>川越市大字北田島 1 1 9 番地 2</u>	略
川越市古谷市民センター～川越市大東市民センター 略			川越市古谷市民センター～川越市大東市民センター 略		

議案第 7 5 号参考資料

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
第 1 条 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正				
(安全計画の策定等)			(安全計画の策定等)	
第 4 条の 3 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条（第 3 項を除く。） 次条第 1 項、第 8 条及び第 9 条第 1 項において同じ。）は、児童の安全の確保 を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設 外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における 安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関 する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定 し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。			第 4 条の 3 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条（第 3 項を除く。） 次条第 1 項_____及び第 9 条第 1 項において同じ。）は、児童の安全の確保 を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設 外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における 安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関 する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定 し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 ～ 4 略			2 ～ 4 略	
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u>			<u>第 8 条 削除</u>	
<u>第 8 条 児童福祉施設の設置者は、法第 4 5 条第 7 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民 間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法 律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。 以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合 に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従 事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接す るものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実 確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>				

第 2 条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(児童対象性暴力等の防止)

第3条の4 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第3条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第13条 削除

第4条 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正

(教育及び保育の内容)

第10条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第5条の規定により

(教育及び保育の内容)

第10条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定により

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。

2 略

（児童対象性暴力等の防止）

第19条 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第20条 略

第5条 川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

（児童対象性暴力等の防止）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。

2 略

第19条 略

第47条 削除

継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第59条 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条_____を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

（準用）

第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から_____第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第83条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から_____第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

（準用）

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から_____第51条まで、第5

（準用）

第59条 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条及び第47条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

（準用）

第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第83条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

（準用）

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第5

2条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項」とあるのは「第97条において準用する第27条第4項」と、「及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から_____第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（次

2条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項」とあるのは「第97条において準用する第27条第4項」と、「及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（次

項において「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「保護者」とあるのは「保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「に示す」とあるのは「及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

項において「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「保護者」とあるのは「保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「に示す」とあるのは「及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

第6条 川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

議案第 7 6 号参考資料

川越市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案				現 行			
別表第 2（第 3 条関係）				別表第 2（第 3 条関係）			
時間帯	使用区分	単位	使用料	時間帯	使用区分	単位	使用料
全日 略				全日 略			
昼間	使用時間が 3 0 分を超え 1 時間以内の場合	1 台 1 回につき	<u>6 0 0 円</u>	昼間	使用時間が 3 0 分を超え 1 時間以内の場合	1 台 1 回につき	<u>4 0 0 円</u>
	使用時間が 1 時間を超える場合	1 台 1 回につき	使用時間 1 5 分までごとに <u>1 5 0 円</u>		使用時間が 1 時間を超える場合	1 台 1 回につき	使用時間 1 5 分までごとに <u>1 0 0 円</u>
夜間 略				夜間 略			
備考 略				備考 略			

議案第 77 号参考資料

川越市都市景観条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
(届出を要する行為等) 第6条 1～3 略 4 法第16条第2項に規定する条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により第1項に規定する行為が<u>法第16条第8項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 5及び6 略 (届出を要しない行為) 第7条 法第16条第8項第12号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)及び(2) 略 (3) 第16条第1項に規定する都市景観形成地域内における建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替<u>若しくは色彩の変更</u>(次号において「建築等」という。)又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替<u>若しくは色彩の変更</u>(次号において「建設等」という。)で、次のいずれにも該当しないもの ア及びイ 略 (4)及び(5) 略 (特定届出対象行為) 第8条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為(<u>同条第8項各号</u>に掲げる行為を除く。)とする。 <u>(景観整備推進法人の指定)</u>	(届出を要する行為等) 第6条 1～3 略 4 法第16条第2項に規定する条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により第1項に規定する行為が<u>法第16条第7項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 5及び6 略 (届出を要しない行為) 第7条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)及び(2) 略 (3) 第16条第1項に規定する都市景観形成地域内における建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替<u>又は色彩の変更</u>(以下「建築等」という。)又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替<u>又は色彩の変更</u>(以下「建設等」という。)で、次のいずれにも該当しないもの ア及びイ 略 (4)及び(5) 略 (特定届出対象行為) 第8条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為(<u>同条第7項各号</u>に掲げる行為を除く。)とする。 <u>(景観整備機構)</u>

第15条 法第92条第1項に規定する景観整備推進法人の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 略

第15条 法第92条第1項に規定する景観整備機構の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 略

議案第 78 号参考資料

川越市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
(指定管理者による管理) 第 25 条 市長は、なぐわし公園（市長が定める区域に限る。<u>第 29 条第 1 項において同じ。</u>）及び川越運動公園（以下「指定管理公園」という。）の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、指定管理公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。 (1)～(4) 略 2 略 (利用料金) 第 29 条 第 25 条第 1 項の規定により指定管理者がなぐわし公園に係る指定管理業務を行う場合においては、<u>第 17 条</u>の規定にかかわらず、<u>第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許可</u>（第 3 項において「行為許可」という。）（なぐわし公園に係るものに限る。）を受けた者又はなぐわし公園温水利用型健康運動施設を利用しようとする者は、指定管理者の指定する期日までに利用に係る料金（以下<u>この条において「利用料金」という。</u>）を指定管理者に納付しなければならない。 2 略 3 利用料金は、別表第 2 に定める行為許可に係る使用料及び別表第 3 に定める温水利用型健康運動施設（<u>附帯設備を含む。</u>）に係る使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。 4 及び 5 略	(指定管理者による管理) 第 25 条 市長は、なぐわし公園（市長が定める区域に限る_____。）及び川越運動公園（以下「指定管理公園」という。）の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、指定管理公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。 (1)～(4) 略 2 略 (利用料金) 第 29 条 第 25 条第 1 項の規定により指定管理者がなぐわし公園に係る指定管理業務を行う場合においては、<u>第 17 条第 2 項</u>の規定にかかわらず、_____なぐわし公園温水利用型健康運動施設を利用しようとする者は、指定管理者の指定する期日までに利用に係る料金（以下_____「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。 2 略 3 利用料金は、_____別表第 3 に定める温水利用型健康運動施設及び附帯設備_____に係る使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。 4 及び 5 略

別表第2（第17条、第29条関係）

(1)～(3) 略

別表第3（第17条、第29条関係）

(1) 略

(2) テニスコート及び附帯設備使用料

施設等の区分		利用者の区分		使用料
テニスコート	テニスコート（ 1面2時間につ き）	市内居住者	一般	<u>600円</u>
			児童・生徒	<u>300円</u>
		市外居住者		<u>1,200円</u>
	壁打練習コート （1面1時間につ き）	市内居住者	一般	<u>200円</u>
			児童・生徒	<u>100円</u>
		市外居住者		<u>400円</u>
附帯設備 略				

備考 略

(3)及び(4) 略

(5) 総合体育館及び附帯設備使用料

ア 専用利用

施設の区分		基本使用料 （1時間につき）	備考 略
メインアリーナ	全面	<u>9,900円</u>	
	3分の2面	<u>6,800円</u>	
	2分の1面	<u>5,000円</u>	
	3分の1面	<u>3,500円</u>	
サブアリーナ	全面	<u>2,000円</u>	
	バドミントン1面	<u>800円</u>	
	卓球1面	<u>500円</u>	

別表第2（第17条_____関係）

(1)～(3) 略

別表第3（第17条、第29条関係）

(1) 略

(2) テニスコート及び附帯設備使用料

施設等の区分		利用者の区分		使用料
テニスコート	テニスコート（ 1面2時間につき）	市内居住者	一般	<u>400円</u>
			児童・生徒	<u>200円</u>
		市外居住者		<u>800円</u>
	壁打練習コート （1面1時間につき）	市内居住者	一般	<u>100円</u>
			児童・生徒	<u>50円</u>
		市外居住者		<u>200円</u>
附帯設備 略				

備考 略

(3)及び(4) 略

(5) 総合体育館及び附帯設備使用料

ア 専用利用

施設の区分		基本使用料 （1時間につき）	備考 略
メインアリーナ	全面	<u>4,000円</u>	
	3分の2面	<u>2,700円</u>	
	2分の1面	<u>2,000円</u>	
	3分の1面	<u>1,400円</u>	
サブアリーナ	全面	<u>1,000円</u>	
	バドミントン1面	<u>400円</u>	
	卓球1面	<u>200円</u>	

武道場 1	<u>9 0 0 円</u>
武道場 2	<u>9 0 0 円</u>
弓道場	<u>9 0 0 円</u>
会議室 1	<u>2 0 0 円</u>
会議室 2	<u>2 0 0 円</u>
会議室 3	<u>2 0 0 円</u>
選手控室 1	<u>2 0 0 円</u>
選手控室 2	<u>2 0 0 円</u>

イ 個人利用

施設の区分	基本使用料 (1 時間につき)	備考 略
武道場 1	<u>2 0 0 円</u>	
武道場 2	<u>2 0 0 円</u>	
弓道場	<u>2 0 0 円</u>	
トレーニングルーム	1 回につき <u>5 0 0 円</u>	

ウ 附帯設備

設備の区分	基本使用料 (1 時間につき)	備考 (1)～(3) 略
メインアリーナ		
冷暖房設備～放送設備 略		

武道場 1	<u>6 0 0 円</u>
武道場 2	<u>6 0 0 円</u>
弓道場	<u>6 0 0 円</u>
会議室 1	<u>1 0 0 円</u>
会議室 2	<u>1 0 0 円</u>
会議室 3	<u>1 0 0 円</u>
選手控室 1	<u>1 0 0 円</u>
選手控室 2	<u>1 0 0 円</u>

イ 個人利用

施設の区分	基本使用料 (1 時間につき)	備考 略
武道場 1	<u>1 0 0 円</u>	
武道場 2	<u>1 0 0 円</u>	
弓道場	<u>1 0 0 円</u>	
トレーニングルーム	1 回につき <u>3 0 0 円</u>	

ウ 附帯設備

設備の区分			基本使用料 (1 時間につき)	備考
メインアリーナ	照明設備	全面	<u>2, 6 0 0 円</u>	(1)～(3) 略
		3 分の 2 面	<u>1, 8 0 0 円</u>	(4) <u>メインアリーナにおけるバドミントン又は卓球の 1 面単位の利用が許可された場合の使</u>
		2 分の 1 面	<u>1, 3 0 0 円</u>	
		3 分の 1 面	<u>9 0 0 円</u>	
	冷暖房設備～放送設備		略	

	(4) 略
--	-------

(6) 温水利用型健康運動施設及び附帯設備使用料

ア 略

イ 個人利用

施設の区分	基本使用料 (1回につき)	備考 略
多目的ホール 略		
プール	<u>600円</u>	
トレーニングルーム	<u>500円</u>	
スタジオ	<u>500円</u>	
温浴施設	<u>300円</u>	

ウ 個人定期利用

施設の区分	利用区分	基本使用料 (1月につき)	備考 略
プール、トレーニングルーム、スタジオ及び温浴施設	規則で定める供用時間内	<u>7,600円</u>	
	平日における午前9時から午後5時まで	<u>6,840円</u>	

サブアリーナ	照明設備	全面	<u>300円</u>	用料は、サブアリーナのそれぞれの使用料に準じて算出する。 (5) 略
		バドミントン1面	<u>100円</u>	
		卓球1面	<u>100円</u>	

(6) 温水利用型健康運動施設及び附帯設備使用料

ア 略

イ 個人利用

施設の区分	基本使用料 (1回につき)	備考 略
多目的ホール 略		
プール	<u>520円</u>	
トレーニングルーム	<u>420円</u>	
スタジオ	<u>420円</u>	
温浴施設	<u>210円</u>	

ウ 個人定期利用

施設の区分	利用区分	基本使用料 (1月につき)	備考 略
プール、トレーニングルーム、スタジオ及び温浴施設	規則で定める供用時間内	<u>6,290円</u>	
	平日における午前9時から午後5時まで	<u>5,660円</u>	

工 略
注 略

工 略
注 略

川越市学童保育室条例の一部を改正する条例新旧対照

2 略

議案第 8 0 号参考資料
川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する条例新旧対照

改

正

案

現

行

第 1 条

川越市公民館設置条例の一部改正

(設置)

第 1 条

本市は、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 2 4 条の規定に基づき、公民館を次のとおり設置する。

川越市中央公民館～川越市北公民館

略

川越市芳野公民館

川越市大字北田島 1 4 4 番地 1

川越市古谷公民館～川越市川鶴公民館

略

2

川越市中央公民館の分館として、川越市さわやか活動館を川越市大字的場 2 6 4 9 番地 1 に設置する。

3

略

第 2 条

川越市公民館使用条例の一部改正

別表第 1（第 3 条関係）

公 民 館 使 用 料

公民館名	室名	午前	午後 1	午後 2	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時 3 0 分まで	午後 4 時から午後 6 時 3 0 分まで	午後 7 時から午後 9 時 3 0 分まで
中央公民館～北公民館					
芳野公民館	講座室 1 号	3, 1 5 0	2, 6 5 0	2, 6 5 0	2, 6 5 0
	講座室 2 号	1, 6 5 0	1, 3 5 0	1, 3 5 0	1, 3 5 0

(設置)

第 1 条

本市は、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 2 4 条の規定に基づき、公民館を次のとおり設置する。

川越市中央公民館～川越市北公民館

略

川越市芳野公民館

川越市大字北田島 1 1 9 番地 2

川越市古谷公民館～川越市川鶴公民館

略

2

公民館に分館及び分室を次のとおり設置する。

川越市さわやか活動館

川越市大字的場 2 6 4 9 番地 1

川越市中央公民館分室

川越市六軒町二丁目 1 5 番地 1

3

略

別表第 1（第 3 条関係）

公 民 館 使 用 料

公民館名	室名	午前	午後 1	午後 2	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時 3 0 分まで	午後 4 時から午後 6 時 3 0 分まで	午後 7 時から午後 9 時 3 0 分まで
中央公民館～北公民館					
芳野公民館	会議室	1, 1 5 0	9 5 0	9 5 0	9 5 0
	講座室	4 5 0	3 5 0	3 5 0	3 5 0

	講座室 3 号	1, 4 0 0	1, 1 5 0	1, 1 5 0	1, 1 5 0
	講座室 4 号	1, 5 0 0	1, 2 5 0	1, 2 5 0	1, 2 5 0
古谷公民館～伊勢原公民館 略					

備考 略

別表第 2（第 3 条関係）

名称	室名	午前	午後 1	午後 2	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時 3 0 分まで	午後 4 時から午後 6 時 3 0 分まで	午後 7 時から午後 9 時 3 0 分まで
さわやか活動館 略					

備考 略

	和室 1 号	6 5 0	5 5 0	5 5 0	5 5 0
	和室 2 号	6 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	実習室	6 5 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
古谷公民館～伊勢原公民館 略					

備考 略

別表第 2（第 3 条関係）

名称	室名	午前	午後 1	午後 2	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時 3 0 分まで	午後 4 時から午後 6 時 3 0 分まで	午後 7 時から午後 9 時 3 0 分まで
さわやか活動館 略					
中央公民館分	和室 1 号	<u>2 5 0</u>	<u>2 0 0</u>	<u>2 0 0</u>	<u>2 0 0</u>
室	和室 2 号	<u>2 5 0</u>	<u>2 0 0</u>	<u>2 0 0</u>	<u>2 0 0</u>
	和室 3 号	<u>7 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>

備考 略